月刊「税理」 (㈱) ぎょうせい発行) 令和5年12月号90頁

相続税関係

事業承継税制の 承継計画の提出期限迫る

1 はじめに

法人版の事業承継税制(特例 措置)及び個人版の事業承継税 制の「承継計画」の提出期限が 令和6年3月31日と迫っている。 この税制の適用を受けるために はこの「承継計画」の提出が必 須となるため、将来の事業承継 の計画とともに提出の有無につ いて検討する必要がある。

2 制度の概要

- ① 法人版の事業承継税制とは、 先代経営者等より円滑化法の 認定を受けている非上場会社 の株式等を贈与又は相続等に より取得した後継者がその非 上場会社株式等に係る贈与税 又は相続税について一定の要 件のもとその納税を猶予され、 さらに先代経営者の死亡等又 は後継者の死亡等により免除 される制度である。また、平 成30年度税制改正においてこ れまでの「一般措置」に加え、 10年間(令和9年12月31日ま で)の措置として「特例措置」 が創設された。この特例措置 では、納税猶予の対象となる 非上場株式等の制限の撤廃 (一般措置では総株式数の3 分の2まで)や、納税猶予割 合が100%(一般措置では 80%) に引上げ等がされた。
- ② 個人版の事業承継税制とは、 青色申告(正規の簿記の原則 によるものに限る。)に係る 事業(不動産貸付事業等を除 く。)を行っていた事業者の

後継者として円滑化法の認定 を受けた者が、令和10年12月 31日までに個人の事業用資産 もた場合において、その事業 り事業に係る贈与税又は相の を選与に係る贈与税及要件 でにある。 を猶予されている贈与税又は相の を 者のれている贈与税又は相続 を 者の納付が免除される制度で ある。

3 承継計画の提出

法人版の事業承継税制(特例 措置に限る。)又は個人版の事 業承継税制の適用を受けるため に、最初に必ず行わなければな らない手続が「承継計画」の提 出画(以下、法人版は「特例承 継計画」、個人版は「特別承 承継計画」という。)を策定し、一定の書類を添付して令和6年 3月31日までに都道府県知事に 提出し、その確認を受けなけれ ばならない(円滑化規則16一、 三、17②④)。

4 承継計画の記載内容

特例承継計画には,①会社,②特例代表者,③特例後継者,④特例後継者が株式等を取得するまでの経営計画,⑤5年間の経営計画について記載し⑥認定経営革新等支援機関の所見を記載する。

また,個人事業承継計画には, ①特定事業用資産に係る事業, ②先代事業者,③個人事業承継 者, ①個人事業承継者が特定事業用資産を取得するまでの経営計画について記載し⑥認定経営革新等支援機関の所見を記載する(円滑化規則様式21,21の3)。

5 承継計画の変更

特例承継計画又は個人事業承 経計画を提出し都道府県知事の 確認を受けた後に,特例後継者 の変更などその内容に変更があ る場合には,令和6年3月31日 後であっても都道府県知事にが であっても都道出することが できる。ただし,特例後継者を 要確認申請を提出することが での適用を受けた後には,当該 特例後継者を変更することはで きない (円滑化規則18)。

6 最後に

上記5に示すように、後に特 例後継者の変更や追加、個人事 業承継者の変更も可能であるこ とから、まずは将来において事 業承継税制の適用の可能性があ るのであれば、令和6年3月31 日までに特例承継計画又は個人 事業承継計画を提出することを 検討しなければならない。

なお、中小企業庁より「令和6年度税制改正要望事項」としてこの「承継計画の申請期限の延長」、その他の要望が出されていることもあり、令和6年度税制改正大綱など、今後の動向を注視する必要がある。

右山研究グループ

税理士 富永 典寿